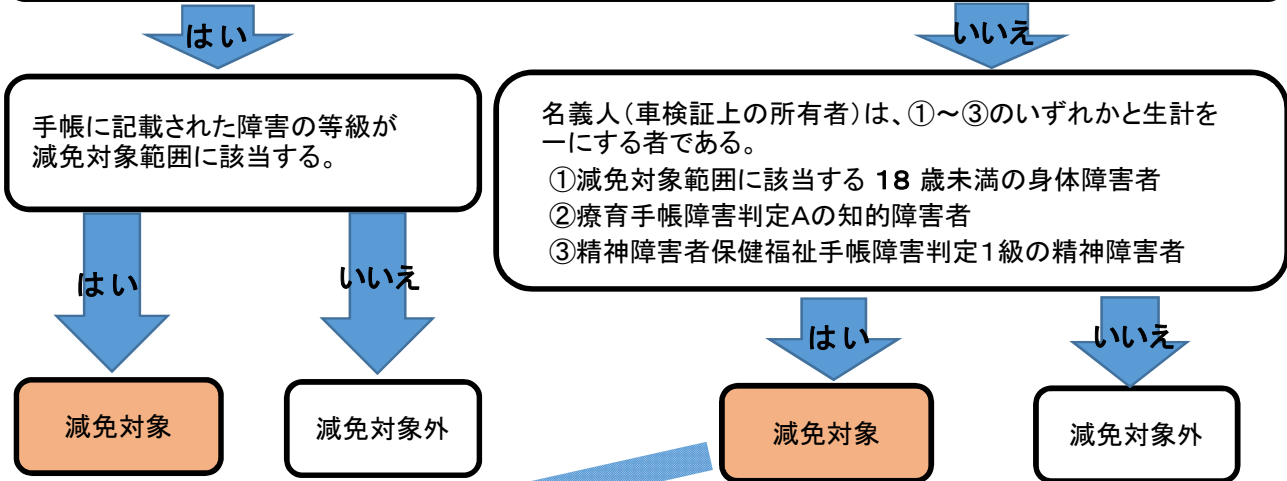


令和6年度 身体障害者等の軽自動車税(種別割)減免制度について

○減免要件 次の図を参考に、車両が減免対象であるかどうかご確認ください。

減免を受けようとする軽自動車等の名義人(車検証上の所有者)(※4)は、令和6年4月1日時点で、身体障害者/療育/精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者である。



※減免対象の場合でも、注意事項を必ずお読みください。

【注意事項】

- ※1 身体障害者等のために使用(通学・通院など)される軽自動車に限ります。
- ※2 運転者が障害者本人あるいは本人以外かどうかで、減免の範囲が異なります。
- ※3 減免は、軽自動車・普通自動車を合わせ1人1台のみとなります。 ※事業用車両・小型特殊自動車は対象外です。
- ※4 ローンで購入し所有者が法人である場合は、使用者が障害者本人であることが要件となります。
- ※5 構造が身体障害者や精神障害者のために改造してある場合は減免の条件が異なります。
- ※6 運転者が同居の家族でないまたは世帯分離している場合は、生計同一証明書又は常時介護証明書が必要です。

- ・戦傷病者手帳をお持ちのかた
 - ・上記以外の手帳をお持ちのかた
- … 県福祉政策課にて交付
- … 市福祉課障害福祉係にて交付

○申請方法

申請期間	令和6年5月24日(金) 厳守 ※条例により、期限を過ぎた場合は申請を受理できませんのでご注意ください。	
必要書類	継続	<input type="checkbox"/> 軽自動車税種別割減免申請書(身体障害者等の減免) <input type="checkbox"/> 軽自動車税(種別割)納税通知書 <input type="checkbox"/> 生計同一証明書又は常時介護証明書 上記※6に該当する場合 【変更がある場合】 <input type="checkbox"/> 身体障害者(療育・精神障害者保健福祉・戦傷病者)手帳 <input type="checkbox"/> 運転者の運転免許証
	新規	<input type="checkbox"/> 軽自動車税種別割減免申請書(身体障害者等の減免) (用紙は窓口へ備え付けてあります。) <input type="checkbox"/> 軽自動車税(種別割)納税通知書 <input type="checkbox"/> 生計同一証明書又は常時介護証明書 上記※6に該当する場合 <input type="checkbox"/> 身体障害者(療育・精神障害者保健福祉・戦傷病者)手帳 <input type="checkbox"/> 運転者の運転免許証
申請(問い合わせ)	大館市役所 税務課諸税係 43-7032(直通) ※継続申請の場合は、比内・田代総合支所でも申請できます。	

～ 減 免 対 象 範 囲 一 覧 ～

障害の区分		障害者本人が運転する場合		家族や常時介護者が運転する場合	
		身体障害者手帳	戦傷病者手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1級から4級	特別項症から 第4項症	1級から4級	特別項症から 第4項症
聴覚障害		2級及び3級		2級及び3級	
平衡機能障害		3級		3級	
音声機能障害（咽頭摘出者に限る）		3級	特別項症から 第2項症	/	/
肢体不自由	上肢不自由	1級及び2級	特別項症から 第3項症	1級及び2級	特別項症から 第3項症
	下肢不自由	1級から6級	特別項症から 第6項症及び 第1項症から 第3款症	1級から3級	
	体幹不自由	1級から3級及び 5級			/
	乳幼児期以前の 比進行性脳 病変による運 動機能障害	上肢 機能	1級及び2級 （一上肢のみの運 動機能障害を除く）	1級及び2級 （一上肢のみの運 動機能障害を除く。）	
移動 機能		1級から6級	1級から3級 （3級の場合、一 下肢のみの運動機 能障害を除く。）		
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から 第3項症	1級及び3級	特別項症から 第3項症
じん臓機能障害					
呼吸器機能障害					
小腸の機能障害					
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級及び 4級			
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1級から3級	/	1級から3級	/
肝臓機能障害		1級から3級	特別項症から 第3項症	1級から3級	特別項症から 第3項症
知的障害		療育手帳の「障害程度（総合判定）」欄にAと記載されている方。			
精神障害		精神障害者保健福祉手帳に1級と記載されている方。			

【ご注意】

- ※ 三・四輪以外の車両の減免は、障害者本人運転の場合に限ります。
- ※ 「身体に複数の障害を有する方」の場合は、身体障害者手帳に記載されている「障害程度級」の等級をそれぞれの障害の区分の等級とし、いずれか一つでも上記対象範囲内であれば減免の対象となります。

軽自動車税種別割減免申請書(身体障害者の減免)

令和 年 月 日

大館市長 様

納税義務者 住 所

氏 名

身体障害者との関係 ()

電話番号

個人番号

下記の軽自動車について、軽自動車税種別割の減免を受けたいので、大館市市税条例第90条第1項第1号の規定により申請します。

年 度	令和 年度	減免を受けようとする額	円
所有者・ 使用者	住 所	<input type="checkbox"/> 納税義務者に同じ	
	氏 名	身体障害者との 続柄	
軽自動車等	車両番号 (標識番号)		
	主たる定置場	<input type="checkbox"/> 納税義務者に同じ	
	種 別	<input type="checkbox"/> 四輪乗用 <input type="checkbox"/> 四輪貨物 <input type="checkbox"/> 原付一種 <input type="checkbox"/> 原付二種 (乙) <input type="checkbox"/> 原付二種 (甲) <input type="checkbox"/> 二輪車 <input type="checkbox"/> 二輪の小型自動車	
	使用目的		
身体障害者等	住 所	<input type="checkbox"/> 納税義務者に同じ	
	氏 名		
	生年月日	年 齢	歳 級
	障害名等	障害の程度	級
	交付年月日	交付番号	
運 転 者	住 所	<input type="checkbox"/> 納税義務者に同じ	
	氏 名	身体障害者との 続柄	
	交付年月日	有効期限	
	種 類	免許証番号	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 運転者の運転免許証 <input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> 生計同一証明書 <input type="checkbox"/> 常時介護証明書		

- この申請書に必要な書類を添えて納期限の7日前までに提出してください。
- この申請書を提出するときは、納税通知書兼領収書をそのまま(納税しないで)添付してください。

受付

生計同一証明・常時介護証明申請書について

運転者が、障害者手帳所有者と同居していない、又は世帯分離している場合は、生計同一証明書又は常時介護証明書が必要になります。

【申請手続き(お問い合わせ先)】

福祉部 福祉課 障害福祉係【2F⑤番窓口】

TEL:0186-43-7052

※戦傷病者手帳をお持ちのかたは、県の福祉政策課で申請してください。
※生計同一証明書又は常時介護証明書を取得後、軽自動車税の減免の申請を
税務課諸税係で行ってください。

必要な書類

1. 同住所、別世帯のかた

・生計同一証明書

2. 別住所、施設入所のかた

・生計同一証明書

※証明書を申請する際、①の書類を障害福祉係に提出する必要があります。

①帰宅状況証明書

3. 別住所のかた

・常時介護証明書

※証明書を申請する際、①～③の書類を障害福祉係に提出する必要があります。

①誓約書

②運行計画書

③(運行計画書の)証明書